

ネットワーク上の不正行為に関する使用者責任の検討

近藤 佐保子† IZB00670@nifty.ne.jp 南雲 浩二‡ nagumo@ics.saitama-u.ac.jp 三島 健稔‡ mishima@ics.saitama-u.ac.jp

† 明治大学政治経済学部
〒101-8301 千代田区神田駿河台 1 番地

‡ 埼玉大学工学部情報システム工学科
〒338-0825 浦和市下大久保 255 番地

組織の被用者が事業につき不法な行為を行った場合、行為者本人が刑事責任や民事賠償を負うのみならず、組織自体が民事上、損害賠償責任を負うと解されている。しかもこの責任は、事実上、無過失責任である。これは、被用者がネットワーク上の不法行為を行った場合でも同じと考えられる。また、大学などの教育機関の職員が不法行為を行った場合も同様である。また、学生が不法行為を行った場合は、監督者の責任が問われ、過失の有無が問題となる。過失が認定されれば、賠償責任を負う。

本稿では、ネットワーク上で使用者責任と監督過失が問題となる例をあげ、それぞれの法的責任を根拠づける理論を整理した。さらに、このような使用者責任の制度がネットワーク上の不法行為に適用される場合の問題点を提起し、ネットワークに関する使用者責任の範囲の限界を設定することを試みた。

ネットワーク、不法行為、使用者責任、監督過失、企業責任、危険責任、報償責任

Employer's Responsibility for Employee's Illegal Acts on Network

Sahoko KONDO† IZB00670@nifty.ne.jp Koji NAGUMO‡ nagumo@ics.saitama-u.ac.jp Taketoshi MISHIMA‡ mishima@ics.saitama-u.ac.jp

† Faculty of Political Science and Economics, Meiji Univ.
1 Kanda-Surugadai, Chiyoda, Tokyo, Code 101-8301, JAPAN.

‡ Dept. of Information and Computer Sciences, Saitama Univ.
255 Shimo-Okubo, Urawa, Saitama, Code 338-0825, JAPAN.

When the employee of an organization commits an illegal act, not only the employee but also the employing organization is responsible for compensation under civil law. The organization's liability for the user's behavior is almost absolute. The same situation obtains in the case of illegal acts on computer networks and illegal acts of a staff of educational organizations like universities. In organizations such as educational institutions where many members are not employees, lack of oversight on the part of the organization becomes the key issue. If the lack of complete direction is admitted, the director must pay compensation for damage.

Examples concerned with employer liability and lack of complete direction are mentioned and legal principles each of them is based on are discussed. Applying the principle of the employer's absolute liability to illegal acts on networks sets the organization's range of responsibility too widely, with many negative consequences. In this paper we try to establish a new and narrower range of employer's responsibility regarding tort on computer networks.

network tort, employer liability, employer's responsibility, employee's illegal acts

1. はじめに

昨今、企業や大学などの組織内においてネットワークを不正利用して組織外部に損害を発生させるケースが増加している。一般の不法行為においては被用者本人が刑事責任や民事賠償を負うのみならず、それに基づき組織自体も使用者として、一定の場合に民事上の損害賠償責任を負うとされている。これについてはネットワーク上の不正行為に関しても変わるところがない。

たとえば、一般企業において被用者が外部に損害を与えた場合、組織は使用者として自己に過失がないことを立証する余地はなく、ほぼ無過失の損害賠償責任を負うことになる。これは大学などの教育機関の職員が不法行為を行った場合も同じである。また、学生が不法行為を行った場合は監督者の責任が問われ、過失の有無が問題となる。過失が認定されれば賠償責任を負う。

本稿では、第一に使用者責任と監督過失が問題となる典型例を紹介し、それぞれの法的責任を根拠づける理論を整理する。その上で、組織内のネットワーク不正利用を通じて実現される例としてどのようなものが考えられるか明示する。そして、こうした使用者責任の理論が、ネットワーク上の不正行為についてそのまま適用される場合の問題点を明らかにする。

2. 監督過失と使用者責任

以下に監督過失と使用者責任の2、3の事例を示し、その法理論的背景を示す。

2.1 監督過失の典型例

a) (無能力者の違法行為 大審院判決 昭和18年4月9日) 立証責任の転換

小学校1年生の児童Cが遊戯中にコンクリートの破片で小学校5年の児童Aの頭部に負傷を負わせたので、AがCの監督義務者Bの責任を追及した事案において、監督の義務を怠らなかったことについての挙証責任は監督義務者にあるが、この立証がなされなかったとして責任が認められた。

b) (医療過誤 最判 平成8年1月23日)

医師が医薬品を使用するにあたって、医薬品の添付文書に記載された使用上の注意事項に従わず、それによって医療事故が発生した場合には、これに従わなかったことにつき特段の合理的理由が無い限り、当該医師の過失が推定される。

2.2 監督過失における挙証責任の転換

不法行為においては、行為者本人ではなくその行為者を監督すべき法定の義務のある監督義務者などが、監督義務を怠ったという意味で過失があるとされ賠償責任を負うことがあ

る。これが監督者の過失に基づく損害賠償責任である。

ところで、訴訟では一定の証明をしなければならない事実について、当事者のどちらが挙証責任を負うかが定められている。最初から当事者のどちらか一方が負担することが一般規定により定められているのである。民法の不法行為による損害賠償請求では、原告が被告の過失にあたる事実の挙証責任を負う(民法709条)ところが、これに対し、一定の場合に、特別規定を設けて、相手方に反対事実の挙証責任を負わせることがある。例えば、自動車事故による損害賠償請求では、原告ではなく、逆に被告側が無過失であることを立証できなければ賠償責任を免れない(自動車損害賠償保障法3条但書)。このように、特別規定により反対側の当事者に反対事実の挙証を負わせることを挙証責任の転換という。

たとえば、未成年者は他人に違法な行為で損害を与えた場合でも責任無能力として賠償責任を負わない場合がある(民法712条・同713条)。そこで、これらの者を監督すべき法定の義務のある監督義務者(親権者)などは、監督責任を負い、自らがその監督を怠らなかったことを立証できない以上損害賠償を負わなければならない(民法714条)。すなわち挙証責任が転換されているのである。

このように、不法行為自体については行為者ではなく、したがって加害行為自体については故意・過失のない監督者も、監督義務を怠ったことに対する過失を要件として、監督責任を負わされる。そしてこの場合、挙証責任が転換されるのである。

実際は、監督者がその監督を怠らなかったことの免責でさえ容易に認められないことから、監督過失も単なる挙証責任の転換を超えて無過失責任に近い要素を含んでいるといわれている。

2.3 使用者責任の典型例

a) (運転手の事故 最判 昭和30年12月22日)

通産省の自動車運転手が、大臣秘書官としていつもその自動車に乗車し、辞表提出後ではあったがまだ官を失っていない者を同乗させて自動車を運転中に事故を起こした場合、たとえ同秘書官の私用をみためため運転したものであっても、通産省の事業の執行につき生ぜしめたものである。

b) (株券偽造事件 大審院連合部判決 大正15年10月13日) 外形標準説

株券発行の事務を担当する庶務課長が、自己の金融のために株券を偽造し他人に損害を生じさせた事案。判例は、その地位を濫用し権限を逸脱した行為でも、その外形から客観的に判断して職務の範囲内であるかを決定すべきであるとして外形標準説を採用し、一体不可分説に基づく原審を破棄した。

c) (土地の工作物の占有者・所有者の責任 最判 昭和37年11月8日) 危険責任(明文で無過失責任を規定)

高圧線のゴム被覆の古損による感電事故の場合、ゴム被覆がなくても当時の取り締まり規定に違反せず、また終戦後の物資の乏しい時代であり全部の修補が困難であるとしても、なお本事故現場の電線の修理が不可能でない限り電力会社の責任は免れない。

2.4 使用者責任に関する考え方

日常我々が明確には意識していないが、その責を問われる典型的な例として無過失責任がある。その法理論的根拠として主に以下のようなものが知られている。

2.4.1 監督過失から無過失責任へ

使用者責任とは、被用者がその使用者の事業を執行するにつき他人に違法な侵害を与えた場合、使用者またはこれにかわる代理監督者にも損害賠償を負担させようとするものである（民法715条）。

使用者が被用者の不法行為について責任を負う根拠につき、当初、立法者は使用者の選任・監督上の過失に求めていたといわれる。すなわち、被用者の選任・監督について相当の注意をしたとき、または相当の注意をしても損害が生じたであろうときには責任を免れうると規定されている。この責任は、使用者については、個々の加害行為自体に故意・過失のあることを要件としてはいないが、選任・監督について過失があることを要件とし、その過失の挙証責任を転換していることから中間責任と位置づけられる。ただし、実際上は使用者の免責がほとんど認められないことから無過失責任に近づいている。

被用者の加害行為による損害について使用者に責任を課す根拠は、報償責任に求める説、危険責任や企業責任の考え方をとる説などがある。

2.4.2 危険責任・企業責任と報償責任

使用者の無過失責任の根拠については、報償責任の考え方をとる説がある。報償責任の原理とは、「利益の帰するところに損失もまた帰する」という考え方である。つまり、使用者は被用者を使って利益を得ているのであるから損失もまた負担させるのが衡平に適するとするものである。

これに対して、無過失責任の根拠を危険責任に求める考え方がある。危険責任とは「自ら危険を作り出した者はその結果について責任を負うべきである」というものである。危険な施設、危険な企業など、社会に対して危険を作り出している者は、そこから生じる損害を、過失の有無に関わらず、常に賠償しなければならないとされる。

また、企業責任とは、近代の大企業は鉅害や交通事故、各種の公害などを作り出す一方で、莫大な収益を得るのであるから、こうした企業活動から生じる損害は、企業に賠償させることが公平であるとする考え方である。過失責任主義を貫

く限りその目的は十分に果たされないので、企業責任の実現のために上記の報償責任や危険責任が根拠として持ち出される。

いくつかの法律では無過失責任が明文化され実現化もされている。たとえば、特別法としては鉅害賠償責任（鉅業法109～116条）、原子力事業者の責任（原子力損害の賠償に関する法律3条）などで無過失責任に関する明文の規定がある。したがって、動燃の事故などの事例では、同3条により、企業の無過失責任が明文により課されることになる。

しかし、一般の使用者責任に関しては、危険な企業活動とはいえないものがほとんどであるから、無過失責任の統一的根拠を見いだすのは困難と考えられる。

2.4.3 外形標準説

2.4.2に見るように、報償責任などを根拠に、使用者の責任を肯定するとき、責任の有無の問題ではもはや損害賠償を負う範囲を限定することはできず、広範囲に使用者の損害賠償責任が認められる。

しかし、こうした使用者責任の理論も、被用者が事業と無関係に行った不法行為にまで使用者の賠償責任を認めようとするものではない。

すなわち使用者責任の成立には、被用者が他人に与えた損害が、その「事業の執行につき」発生したものでなければならない。使用者の過失を問題とせず、広い範囲に賠償責任を認めるがゆえに、その責任の限界づけとして、被用者の不法行為が「事業の執行につき」行われたのかどうかは重要な要素となってくる。

この成立要件により、使用者責任の範囲は、被用者の不法行為が使用者の事業の範囲内のものと認められる場合に限定される。しかし、この範囲に使用者の事業自体だけではなく、これと密接不可分の関係にある業務および付随的業務は含まれる。

また、職務の範囲の判断は使用者と被用者の内部関係、あるいは主観的意図にはとらわれず、客観的に行為の外形を標準として判断する必要があるとされる。つまり、通常、被用者の職務の範囲は、内部規則などの使用者と被用者の内部関係で決定されるが、これでは、被用者の不当な業務執行あるいは職権を利用して私利を図るための行為による損害は、常に職務の適用外ということになり使用者責任が問い得ない。そこで、被用者の行為を信頼して取引をしている相手方を保護するためには、客観的な行為の外形を標準にしなければならないとされるのである。

これにより、株券発行を担当する被用者が株券を偽造した場合や仕事上、自動車の使用を許されているセールスマンが、勤務時間後遊びに行くために会社の自動車を運転していて事故を起こしたという事例でも、外形的に職務の範囲とされ、使用者責任が認められことになる。

しかし、こうした外形を標準とした判断基準はあまりに概括的・抽象的であり使用者責任の範囲を不当に拡張する危険

性をもっている。判例自体もこれが究極の基準とは考えていないようである。また、批判的学説が有力であり、さまざまな新たな限界づけとなる判断基準を提示する見解が展開されているのは事実である。

使用者の無過失責任を認めるとき、その範囲を限定し得るものは、もはや「事業の範囲」でしかない。しかし、ここでもその範囲が過度に広く肯定されるならば、使用者には不当に過酷な責任を認めることになる。そこで、事業の範囲の基準は慎重に限界づけがなされなければならないが、現時点の実務では外形標準説が採用されていることは否定できない。

要するに、使用者は事実上無過失の責任を負い、かつその事業の範囲は外形を標準とした広範囲に及ぶと考えられるので、企業に大変過酷な結果責任を負わせることになっている。

無過失責任の理論はアメリカで展開されたものであるが、これは保険制度の発達したアメリカ社会においては、企業に賠償させ、保険でまかなってもらおうということが、誰も泣かずに被害者救済にもっとも適切であるという考量が働いている。しかし、こうした原理を保険制度がアメリカに比較すれば未発達な日本社会で適用することは、過失のない企業に過度の負担をかけることになりかねない。特に中小企業・零細企業などに、同様にこうした原理が適用されることは、かえって公平を失する場合もあると考え得る。

要するに法制度は社会制度と密接に関連し、その一部としてバランスをとっている。そこで、他の制度を変えないまま、ひとつの法制度だけを導入すると、他の制度との均衡を失し、適正な運用ができなくなってしまうのである。

3. ネットワークにおける例

3.1 ネットワークに関する不正行為についての判決

ネットワーク上の不正行為に関するプロバイダの責任について、いまアメリカの例をみると判決が分かれている状況である。

すなわち、プロバイダを印刷業者と同様の性格をもつと捉らえて、出版物の内容に責任があるとする考え方と、流通業者（＝書店）と同様の性格と考えて、出版物の内容に責任をもたないとする考え方に二分される。

いまプロバイダの加入者がサーバのホームページで他人の名誉を毀損する情報を掲載したとする。プロバイダはユーザとの会員規約により、通常、他人の名誉を毀損する情報を削除する権限をもっている。このとき、名誉を毀損されたとする被害者から削除などの要請があったにもかかわらず、この情報を削除しなかった場合、名誉毀損について共同不法行為責任を負うかどうか問題となる。

アメリカにおいては以下の二つの判例が対照的な結論を出している。

a) カピー対コンピューサーブ事件（連邦地方裁判所ニューヨーク南部地区 1991年10月29日判決）

コンピューサーブが開設していたあるフォーラムに、原告を誹謗中傷する内容が掲載された事件では、プロバイダの機能は流通業者であると判断され、共同不法行為責任が否定された。これは次の理由による。コンピューサーブはそのフォーラムの編集などを完全に第三者に委ねていて、その内容をコントロールしていなかったこと。アップロードされる全ての内容をチェックすることは不可能であること。

b) ストラトン・オウクumont社対プロディジー・サービス社（ニューヨーク第一審裁判所 1995年5月24日判決）

プロディジーが開設したBBS上に原告の名誉を毀損する内容が掲載された事件では、プロバイダの機能は出版業者であると判断され、共同不法行為責任が認定された。これは次の理由による。プロディジーはコンテンツの規制を明言していたこと。ソフトウェアやボードリーダーにより削除を行って現実にBBSをコントロールしていたこと。

ただし、これらのケースは加害者とプロバイダに雇用関係がないので、いわゆる使用者責任の問題ではないことに注意を要する。すなわち、プロバイダ自体に不法行為の行為者としての共同不法行為責任が認められるか否かが問題となっているのである。

日本においてプロバイダの使用者責任が問題となった事件にニフティ事件がある。

c) ニフティ事件（東京地判 1997年5月26日）

ニフティサーブの会員である原告が、あるフォーラムの電子会議室において、別の会員から名誉を毀損されたとし、また、そのフォーラムのシステムオペレーターもニフティ株式会社もその発言を放置したとして、その三者を被告として損害賠償と謝罪広告を請求した。この事件につき、原告の請求の一部が認められた。

判決は、システムオペレーターとニフティの責任について、不作為による名誉毀損の不法行為責任として構成している一方、さらに、ニフティの責任について、システムオペレーターとの間に指揮監督関係があるので、システムオペレーターに対する使用者責任があると判断したのである。

この判決に対しては、さまざまな観点から批判がなされている。最大の問題点は、システムオペレーターが名誉毀損発言を認識しただけで、被害者とされる者からの削除の申し立てがない時点でも必要な措置をとるべき作為義務が発生すると判示した点であるといわれている。すなわち、上記のアメリカの判例では、いずれにせよ被害者の要求をもって作為義務が生じることを前提としているのに対し、ニフティ事件では、被害者の要求以前に作為義務が発生することを肯定した。これは、その後被害者がいかなる要求をするかわからないことを考えるとき、不適切な判断であると言わざるを得ないであろう。

3.2 ネットワークと監督過失

以下はある教育期間の実例である。

- 1) 学内におかれたある学生のホームページに皇室を卑下すると解しうるコラージュが掲載された。(名誉毀損・侮辱・肖像権侵害)
本人が掲載したものではないと判明したが、他の学生が陥れようとして行ったのであれば、その学生の名誉毀損・侮辱・肖像権侵害および不正アクセス、さらに本人のホームページの管理に関する不注意が問題となる。
- 2) 学内におかれたある学生のホームページに猥褻画像が掲載された。(猥褻物陳列)
上記の例と同様、本人が掲載したものではないことが判明したが、他の学生が陥れようとして行ったのであれば、その学生の猥褻物陳列および不正アクセス、さらに本人のホームページの管理に関する不注意が問題となる。
- 3) ある学生が、アンケート時に集計結果が Web 上に公開されることを示してアンケートを行ったが、回答結果を公開されたことについて、プライバシー侵害で告訴するという通知を受けた。(プライバシー侵害)
この場合、アンケート時に予告した範囲で公表している限り、プライバシー侵害には当たらないと解してよい。
- 4) ある学生が、大学のネットワークシステムにおいて、パスワード解析ツールを用いてパスワードファイルを解析し、ツールと解析結果を他の学生に配布した。(不正アクセス禁止法違反)
- 5) ある学生が、過去に自分がアルバイトをしていた店の裏話等を暴露する内容のホームページを掲載した。(名誉毀損)
- 6) 学内のシステムを、猥褻画像を閲覧、物品の販売など、営業目的で利用した。(猥褻物陳列・目的外利用)

学生が組織外部に与えた損害に対し民事上の損害賠償責任を負う場合、大学の責任は監督過失の問題となる。これに関し、学生の不法行為がネットワークに関するものであることは、とりたてて事情を特殊化するものではない。上述の一般的な学生の不法行為の場合と同様に、大学の指導・管理に過失があったかどうかの問題となり、これが認定された場合には大学が監督過失に基づく損害賠償責任を負うことになる。

3.3 ネットワークと使用者責任

3.1 でのべたプロバイダの責任に関する判例は、ニフティ事件でシステムオペレータに対する使用者責任も問題とされたのを除けば、もともとの不法行為者は被用者ではない。このため、被用者のネットワーク上の不正行為に関して使用者の無過失責任が問題となる事例はまだ具体的に判示されていない。しかし、株券偽造事件のアナロジーとして、以下のような事例が容易に想定しうるであろう。

- 1) プロバイダで ID を発行する地位にある被用者が、「格安の ID を発行する」といって実際には使用できない偽 ID を多量に発行して会員の契約をし、多数から契約金を詐取した場合。(詐欺)

- 2) コンピュータシステムの保守点検を担当する会社の職員が、メンテナンス業務を装って実は点検しているシステムに無権限にまたは権限を超越してアクセスし、またはその結果、個人情報に関するデータや機密データを持ち出したり、データを改竄もしくは破壊したり、ウィルスに感染させるなど、顧客の会社の業務に支障を来すような行為をした場合。(不正アクセス禁止法違反・業務妨害)
- 3) 大学のシステム管理者が、大学の業務を装って、学生の個人データを持ち出してこれを売却したり、他大学のシステムに無権限のアクセスをした場合。(プライバシー侵害・不正アクセス禁止法違反・公務員の場合は秘密を守る義務に対する違反)

3.3 に掲げたような事例について、まだ判例はでていないが、法曹実務は外形説に基づき、これらの場合には「業務につき」という要件が満たされているものと解し、無過失の使用者責任を認定することはほぼ確実と考えられる。したがって、これらすべての場合に、使用者は、そうした者に対する選任・監督について過失がなかったことを立証する機会は事実上与えられず、無過失の賠償責任を負わされると考えてよい。それがネットワーク上の不正行為であるとしても、特に他の一般事例と別扱いをする理由はないとされるのである。

また、雇用関係にある限り、使用者責任の問題は法人の性格が営利団体であるか否かで区別する必要があるとは考えられていないので、大学のような教育機関においても事情は異ならない。したがって、上記の最後の事例でも、学校法人としての大学が使用者責任を負うことは他の場合と異なるところはない。

4. 組織の賠償責任を回避するために

被用者が民事上の不法行為責任を負う場合、それが外形標準説に照らして業務上と判断される限り、通説判例では、使用者も損害賠償責任を負うことが明らかになった。また、これは学校法人のような利益追求が一次的な存在目的でない組織においても例外ではないこと、および、行為者の不法行為がネットワークに関するものであっても何ら変わりないことも明らかである。

したがって、組織にとっては第一には、無過失の賠償責任を負わないための措置をできる限り講じておくことが必要となる。すなわち、被用者にできる限り不法行為を許さないことが急務となる。そのために有効な手段としては、まず技術面として外部に対してのみでなく内部に対してのセキュリティ強化が必要となる。それと同時に内規の整備が予防効果を高める上で有効である。

ただし、いかに予防策を講じても、必ず不法行為は存在するのが通例である。したがって、高額な賠償は企業の死活問題となることを考えると、保険制度の利用を考えることも必須となる。

5. 措置の行き過ぎのもつ問題点と今後の課題

しかし、究極的に保険制度に頼る以外方法がないのでは、小規模の組織にとっては負担が大きすぎて酷な結果を招くことになる。したがって以下のようなことが問題と考えられる。

- 1) 報償責任は、そもそも「利益あるところに損失も帰させるのが公平である」という考え方である。そうであれば、利益追求方の組織にはまさに妥当とするとしても、非営利団体のような利益追求を第一次的な目的とはしない組織にも同様に適用すべきかについては吟味を要すると考える。学校法人のような非営利団体では、営利団体と区別して過失を要件とするという考え方も一概に不当とは思われない。
- 2) 外形標準説は、企業活動の活発化する社会情勢の中、従来判例でとられていた一体不可分説では企業活動に対する社会の信頼が十分に保護できないことから採用されてきた。しかし、ネットワーク上の不正行為の特徴は、適正な行為か不正な行為かが、まさに外形では区別できないところにある。キーボードから命令を入力する行為は、内容が適正な業務自体の場合も、業務を装った不正な行為であっても、何一つ違いがない。たしかにこれは、外形を基準に広範囲に使用者責任を認めないと被害者保護が十分に行われないという結論を導きうるものではある。しかし、そうであるならば、外形上も業務に見えない不正行為はあり得なくなってしまう。外形標準説は、ネットワーク上の不正行為において事実上、「業務につき」に包含されない部分を無限にゼロに縮小することにより、基準としての限界づけ機能を喪失し、使用者責任の成立範囲を過度に押し広げることになる。したがって、ネットワーク犯罪においては、より実質的な基準に代替させることが必要であろう。
- 3) 監督過失の領域を越えて無過失責任を何らかの根拠で認めた瞬間から、それは誰の責任かではなく、誰が負担することが公平かという観点からすでに責任主義が放棄されたことを意味する。その結果、なるべく誰も困らない「公平な負担の分配」が実現されなければならないはずである。しかし、こうした基準を適用した結果、被害者の保護は厚くなるとしても、弱小組織が存続不可能な決定的ダメージを受けるといえるのでは、当該「負担の分配基準」が不適切であることを意味する。いわば分配は失敗しているのである。そうであれば、責任主義の放棄は是認するとしても、「公平な負担の分配」が実現されるところに基準点を調整すべきである。
- 4) 賠償責任に関して責任主義を修正するといっても、原則は責任主義である。たとえばこうした修正は、どのような事情があろうとも刑事法の領域では認められない。しかも、原子力事業者のように危険な業務ゆえの無過失責任のような明文の規定があるならともかく、明文規定のないままこ

れを認めるのであるから事情に応じて制限的に解することは不当とは考えられない。すなわち、上記のような学校法人であることや、ネットワーク上の特殊性からこれを制限的に解することが、かえって公平に資するものとする。

おわりに

使用者責任の限界づけに関し限定的に解する必要性について考察した。

なお、被用者の不正行為を防止するための内規と被用者の人権との関係が新たな問題として起こり、それを解決しなければならない。企業内で不正行為を防止するためのメールの検閲が、プライバシーの保護や通信の秘密に抵触することなどがその例である。我が国では、就業規則等にこれらの定めがない場合が多く、慣習的に検閲が行われている例が多いが、本来はこうした基準を就業規則またはその下位規定に、個人情報保護に関する規定とともに明文化することが望ましい。

最後に、参考文献の著者と、この分野に尽力されてこられた方々に心からの敬意を表す。

参考文献

- (1) 遠藤浩他編：「民法(7)事務管理・不当利得・不法行為(第4版)有斐閣双書, 有斐閣, 1997年1月.
- (2) 金子宏他編：「法律学小事典(第3版)」, 有斐閣, 1999年2月.
- (3) 星野英一・平井宣雄編：「民法判例百選 II 債権(第4版)別冊ジュリストNo.137」, 有斐閣, 1996年3月.
- (4) 山下幸夫：「インターネット法律問題Q & A集」, 情報管理, 1997年8月.
- (5) 上園忠弘・三島健稔：「研究室内計算機システム運用規範試案」, 信学技報 FACE97-17, pp.1-5, 電子情報通信学会, 1997年12月.
- (6) 南雲浩二・上園忠弘・三島健稔：「電子計算機運用規則における罰則規定の問題点について」, 信学技報 FACE97-25, pp.27-32, 電子情報通信学会, 1998年3月.
- (7) 近藤佐保子・南雲浩二：「情報倫理に関する意識と法制度上の問題点」, 信学技報 FACE99-16, pp.1-6, 電子情報通信学会, 1999年7月.
- (8) 和田悟・近藤佐保子：「インターネットコミュニケーション」, 培風館, 1999年9月.
- (9) 近藤佐保子：「情報倫理と法規制」, 明治大学情報科学センター年報, 1999年11月.
- (10) 近藤佐保子・手柴将司・溝口博・重原孝臣・平岡和幸・三島健稔：「ネットワーク利用に関する学内罰則規定のあり方」, 信学技報 FACE99-38, pp.17-22, 電子情報通信学会, 1999年12月.